

災 害 時 緊 急 対 応 に つ い て

鳥取県相撲競技実行委員会

1 目 的

全国中学校体育大会開催時における、自然災害・緊急事態（重大事故、食中毒及び感染症等）が発生した場合の対応について万全を期することを目的とする。

また、自然災害・緊急事態の発生に際しては、大会運営本部だけでは対応困難の状況も考えられる。関係者（主催者・開催都道府県・開催地・開催地本部等）が連携をとり、迅速且つ的確、適切に対応することを目的とする。

2 内 容

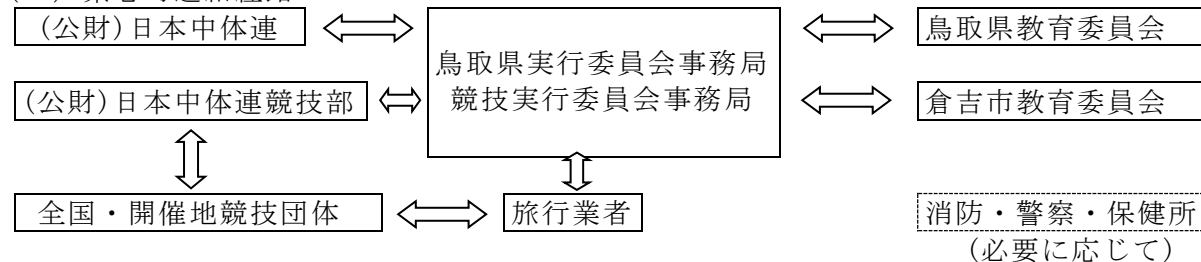
自然災害・緊急事態（重大事故：死亡事故、後遺症発生事故及び食中毒、感染症等）への対応対処。

3 方 法

- (1) 自然災害・緊急事態発生の際は、鳥取県実行委員会事務局が連絡対応の窓口として対応する。
- (2) 災害発生時は、鳥取県教育委員会体育保健課の指示指導のもとに対応する。
- (3) 県実行委員会は、関係諸機関の連帯ある連携のもとに、報告・連絡・相談を基本に、対応、対処する。
- (4) 予知・回避（予防）対処・再発防止等、危機管理について万全を期する

4 具体的対応のあり方

(1) 緊急時連絡経路



(2) 緊急時連絡窓口担当者

	役 職	氏 名
(公財)日本中体連	専務理事	新宮 領 毅
鳥取県教育委員会 体育保健課	課長	山本 雅 丈
	指導主事	戸井 有 希
倉吉市教育委員会	学校教育課長	小川 誠
鳥取県実行委員会 (鳥取県中体連)	会長	久住 茂
	理事長	坂田光史郎
	相撲部長	梅原 憲和
相撲実行委員会	会長	梅原 憲和
	専門委員長	吉水 弘
開催競技部長	相撲競技部長	積田 雄大
名鉄観光株式会社山陰営業所	課長代理	石田 学

○相撲実行委員会大会事務局電話 090-6845-8827

(3) 報告事項(内容)

次の内容を報告する。

- ①発生状況(被害状況)
- ②発生日時
- ③発生場所
- ④対象者(人的、物的、気象の状況等)
- ⑤初期対応状況
- ⑥対策本部設置状況

(4) 情報収集及び方法

災害・重大事故の発生現場責任者は、初期対応を行うとともに、上記内容を迅速かつ正確に把握し、鳥取県実行委員会本部に連絡する。一報を受けた県実行委員会本部(理事長対応)は、ただちに協議し、関係諸団体と連絡を取る。

(5) 対策本部の設置

鳥取県実行委員会は、的確な情報を収集するとともに、鳥取県教育委員会及び開催市教育委員会等と協議の上、早急に対策本部を立ち上げる。その際の非常参集要員は、上記連絡経路のある関係諸団体及び窓口対応者とする。

(6) 報道対応

- ① 報道に関しては、窓口の一本化を図る。統括責任者は、鳥取県実行委員会長とする。
- ② 報道関係については、鳥取県実行委員会が対応する。その際、(公財)日本中体連及び県教委・市教委へ報告・連絡し、指示指導のもとに対応対応する。
- ③ 同日に複数会場で災害・事故等が発生した場合は、競技実行委員会が鳥取県実行委員会と連携の上対応する。
- ④ 鳥取県実行委員会は競技実行委員会と連携のもと、正確な情報の収集をし、参加各校への情報提供を行い、混乱を招かない配慮をする。

(7) 発生状況別対応

① 自然災害

ア) 大規模な災害(地震、台風等)に関しては、鳥取県実行委員会事務局に対策本部を設置し、鳥取県災害対策本部等、関係機関と連絡を取りながら検討、対応する。

イ) 通常自然災害(台風等)に関しては、競技続行かの判断は、(公財)日本中体連・全国競技団体と鳥取県実行委員会が協議し決定する。原則として参加選手・役員の安全が確保困難な状況の場合は競技を中止する。

- ・ (公財)日本中体連 担当理事 競技部長
- ・ 競技団体 全国派遣者 開催地担当者
- ・ 鳥取県実行委員会(県中体連) 会長 理事長
- ・ 競技実行委員会 会長 事務局長

決定後の連絡

- ・ 参加関係者 — 選手の学校、自宅等(競実行→各学校引率者→学校・自宅)
- ・ 旅行業者 — 宿泊輸送関係調整、連絡
- ・ 競技会場 — 施設の安全管理
- ・ 委員会等関係諸機関

ウ) 一般的な荒天(強風、大雨等)に関しては、防災メール等で注意報等の発令情報を受信し、参加校への情報提供を行うとともに、ドアや窓の施錠や固定、その他安全上必要と思われる措置を行う。

エ) 台風接近時通常この時期本土に上陸する台風を速度30km/h程度と想定すると、強風域から完全通過まで県内約8時間程度と考えられる。それに伴う航空機の欠航は強風域接近から約1日、県内交通機関は復旧まで通過から約5時間程度が見込まれる。

① 開会式及び競技は原則として実施する方針をとる。ただし、災害状況及び出場校の意向ならびに競技役員に対応可能状況等を勘案し、規模縮小や日程・会場変更及び運営方法の変更を含む、可能な範囲での実施とする。

② 具体的対応

- ・ 開会式が災害期間の場合
開会式を中止し、台風通過後に第1日目の競技から実施する。
- ・ 競技が災害期間の場合
台風進路予想状況を考慮し、大会期間内に競技日程が終了するように、競技運営方法の変更等で対応する。

② 重大事故

ア) 緊急疾患障害等、特に心肺停止状況等に関して初期対応は事故発生現場で関係団体が医療救護要項に沿って行う。AEDについては、必ず習熟、確保し対応できる態勢を整える。

イ) 事故事件による死亡・後遺障害を伴う障害については、警察等への緊急連絡とともに、鳥取県実行委員会から関係機関等への報告、連絡を速やかに行う。特に、県教委・市教委には、詳細を確実に報告、連絡する。また、競技会場においては、放送等の指示により、不必要な混乱を招かないように配慮し、安全を確保する。

③食中毒

食中毒発生の時間・場所によるが、保健所、医療機関と連絡を取り、指示・指導を受けて対応する。

ア) 宿泊先

- ・ 宿舎が対応と緊急措置を行う。(食事メニューの保存・保健所等への連絡の義務が生じる)(旅行業者と連携)
- ・ 同日に複数会場で発生した場合は、競技実行委員会と鳥取県実行委員会が連携をとりながら対応する。
- ・ 競技実行委員会は、正確な情報の収集とともに、参加校への情報提供を行い、上記連絡経路に従い、速やかに報告・連絡を行う。

イ) 会場

- ・ 昼食(弁当)、売店等に疑いのある場合は、旅行業者、売店事業者、競技実行委員会でも対応を進める。医療機関への搬送等被害者の処置を優先する。朝食が疑われる場合には、宿舎、旅行業者と連絡を取り、対応を進める。他は上記ア)に準ずる。

④感染症

ア) 大会期間中に、感染の疑い、症状のある場合は、ただちに医療機関に搬送する。医療機関の指示、指導を受け、感染拡大防止等の対応をする。同宿舎内の選手等の状況の確認をする。鳥取県実行委員会、競技別実行委員会は、関係機関に報告すると共に、医療機関・保健所等の指示、指導のもとに対応・対処する。

イ) 大会開催3ヶ月から3週間前までに感染症の感染拡大により、インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合の中止等の判断は、全大会もしくは一部大会に問わず、(公財)日本中体連・開催全国競技団体・鳥取県教育委員会・鳥取県実行委員会で協議後に、(公財)日本中学校体育連盟理事会を招集し、決定する。

ウ) 3週間前から大会直前については、(公財)日本中体連会長(専務理事)・開催全国競技団体・鳥取県教育委員会・鳥取県実行委員会で協議し、決定する。

エ) 各都道府県選手団の参集が困難な場合(申込み済み参加都道府県数の1/4以上)は、上記ウと同様に扱う。

オ) 報道関係については、上記に準ずる。

⑤熱中症 「熱中症対策のお願い」に準じて、対応対処する。